平成27年度

子育て世帯臨時特例給付金

のお知らせ

平成27年度も、2つの給付金が支給されます。そのうちのひとつ、「子育て世帯臨 時特例給付金」は子育て世帯の消費税率引き上げに伴う負担を緩和するものです。

給付要件等

○給付対象者

・平成27年6月分の児童手当の受給者が対象です。 ただし、平成26年の所得が児童手当の所得制限限度額 以上の場合は対象外となります。

○対象児童

平成27年6月分の児童手当の対象となる児童が対象です。

○給付額

- ・対象児童1人につき3.000円
 - ※子育て世帯臨時特例給付金申請書とあわせて児童手当現況 届の提出が必要となります。

平成27年度は、「臨時福祉給付金」との併給が可能です。





上記支給対象者に当てはまり、共済組合に加入している方

職場にて配布される申請書等に必要事項を記入し、職場で児童手当の受給に係る証明を 受け、5月31日時点でお住まいの市町村へ提出してください。

(市区町村によって申請期間は異なります。)

美波町での申請期間は、6月8日(月)~10月9日(金)です

●お問い合せ先

役場保健福祉課 子育で世帯臨時特例給付金担当